

## 葛城市空家等の適切な管理に関する条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第12号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民等の安全・安心の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市の区域に所在する法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 市の区域に所在する法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 管理不全空家等 市の区域に所在する法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。
- (4) 市民等 市の区域に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (5) 所有者等 法第5条に規定する所有者等をいう。

### （市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、空家等の適切な管理に関し、必要な施策を講ずるものとする。

### （所有者等の責務）

第4条 所有者等は、自ら利用する見込みがない空家等を有効に活用するよう努めなければならない。

2 所有者等は、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### （市民等の役割）

第5条 市民等は、市の実施する空家等の適切な管理のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、管理不全な状態と思われる空家等を発見したときは、速やかに市長にその情報を提供するよう努めるものとする。

### （協議会の設置）

第6条 法第8条第1項に規定する協議会として、葛城市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 空家等対策計画の策定、変更及び推進に関すること。
- (2) 特定空家等の認定等に関すること。

(3) 空家等対策の推進に関し、市長が必要と認めること。

3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(管理不全空家等の認定)

第7条 市長は、空家等について調査を行った結果、当該空家等が管理不全空家等に該当すると認められる場合は、管理不全空家等に認定する。

(管理不全空家等に対する措置)

第8条 市長は、管理不全空家等の所有者等に対し、法第13条に定めるところにより、指導又は勧告を行うことができる。

(特定空家等の認定)

第9条 市長は、空家等について調査を行った結果、当該空家等が特定空家等に該当すると認められる場合は、特定空家等に認定する。

2 市長は、前項の規定により特定空家等に認定する場合は、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。

(特定空家等に対する措置)

第10条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第22条に定めるところにより、助言、指導、勧告、命令、その他の措置を行うことができる。

(緊急安全措置)

第11条 市長は、空家等の倒壊等による人の生命、身体又は財産に対する重大な危害が及ぶことを回避するため緊急の必要があると認めるときは、これを回避するために必要かつ最小限度の措置等（以下「緊急安全措置」という。）を自ら行い、又は第三者をして講ずることができる。

2 市長は、緊急安全措置を自ら行い、又は第三者をして講じたときは、空家等の所在地及び当該緊急安全措置の内容を当該空家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、過失がなくて空家等の所有者等又はその連絡先を確知することができないときは、当該緊急安全措置を行った旨を公告しなければならない。

3 緊急安全措置を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 市長は、緊急安全措置を自ら行い、又は第三者をして講じたときは、空家等の所有者等から当該緊急安全措置に係る費用を徴収することができる。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(関係機関への要請)

第12条 市長は、市の区域を管轄する警察その他の関係機関（以下これらを「関係機関」という。）と連携し、必要があると認めるときは、関係機関の長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 葛城市空家等の適切な管理に関する条例施行規則（案）

### （趣旨）

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び葛城市空家等の適切な管理に関する条例（令和7年葛城市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例による。

### （報告及び立入調査）

第3条 法第9条第2項の規定による報告の徴収は、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第1号）により行うものとする。

- 2 前項に規定する報告は、空家等に係る事項に関する報告書（様式第2号）により行わなければならない。
- 3 法第9条第3項に規定する通知は、立入調査実施通知書（様式第3号）により行うものとする。
- 4 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第4号）とする。

### （管理不全空家等の認定等の通知）

第4条 市長は、条例第7条に規定する管理不全空家等の認定を行うときは、管理不全空家等認定通知書（様式第5号）により所有者等に対し通知するものとする。

- 2 市長は、管理不全空家等の状態が改善され、管理不全空家等でないと認められるときは、遅滞なく、その旨を管理不全空家等認定解除通知書（様式第6号）により所有者等に対し通知するものとする。

### （管理不全空家等に対する措置）

第5条 法第13条第1項の指導は、管理不全空家等に対する指導書（様式第7号）により行うものとする。

- 2 法第13条第2項の勧告は、管理不全空家等に対する勧告書（様式第8号）により行うものとする。

### （特定空家等の認定等の通知）

第6条 市長は、条例第9条第1項に規定する特定空家等の認定を行うときは、特定空家等認定通知書（様式第9号）により所有者等に対し通知するものとする。

- 2 市長は、特定空家等の状態が改善され、特定空家等でないと認められるときは、遅滞なく、その旨を特定空家等認定解除通知書（様式第10号）により所有者等に対し通知するものとする。

### （特定空家等に対する措置）

第7条 法第22条第1項の助言又は指導は、特定空家等に対する助言・指導書（様

式第11号)により行うものとする。

- 2 法第22条第2項の勧告は、特定空家等に対する勧告書(様式第12号)により行うものとする。
- 3 法第22条第3項の命令は、命令書(様式第13号)により行うものとする。
- 4 法第22条第4項に規定する通知書は、命令に係る事前の通知書(様式第14号)により行うものとする。
- 5 法第22条第4項に規定する意見書の提出は、意見書(様式第15号)により行わなければならない。
- 6 法第22条第5項に規定する請求は、意見聴取請求書(様式第16号)により行わなければならない。
- 7 法第22条第7項に規定する通知は、意見聴取通知書(様式第17号)により行うものとする。

(行政代執行)

第8条 法第22条第9項に規定による代執行(以下「代執行」という。)に係る行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項に規定する戒告は、戒告書(様式第18号)により行うものとする。

- 2 法第22条第9項に規定する行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書は、代執行令書(様式第19号)により行うものとする。
- 3 法第22条第9項に規定する行政代執行法第4条に規定する証票は、執行責任者証(様式第20号)とする。

(標識)

第9条 法第22条第13項に規定する標識は、標識(様式第21号)とする。

(公告の方法)

第10条 法第22条第7項及び第10項に規定する公告は、葛城市公式条例(平成16年葛城市条例第3号)第2条第2項に定める掲示場における掲示その他適当と認める方法により行うものとする。

(緊急安全措置)

第11条 条例第11条第2項に規定する通知は、緊急安全措置実施通知書(様式第22号)により行うものとする。

- 2 条例第11条第3項に規定する身分を示す証明書は、緊急安全措置従事者証(様式第23号)とする。
- 3 条例第11条第4項の規定による費用の徴収は、緊急安全措置費用請求書(様式第24号)により行うものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

第  号  
年  月  日

様

葛城市長

印

### 空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有又は管理する下記空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり法第9条第2項の規定に基づき、当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

#### 1. 対象となる空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

#### 2. 報告を求める内容

#### 3. 報告の提出先

#### 4. 報告徴収の責任者

#### 5. 報告の期限

- 上記5の期限までに上記3の者まで報告せず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。
- 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項の規定に基づき、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行うことがあります。

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、葛城市長に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、葛城市を被告として（訴訟において葛城市を代表する者は葛城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2号（第3条関係）

第 号  
年 月  
日 日

葛城市長 様

提出者 住 所  
氏 名  
電話番号

法人の場合は、主たる事務所の所在地、  
名称、代表者の氏名及び電話番号

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき、 年 月 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

1. 対象となる空家等  
所在地  
用 途  
所有者等の住所及び氏名

2. 報告事項

3. 添付書類

- ・ 上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。

様式第3号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

葛城市長

印

立入調査実施通知書

あなたが所有又は管理する下記空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項に定める立入調査を下記のとおり実施しますので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 対象となる空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 立入調査を実施しようとする理由

3. 立入調査の日時

4. 立入調査を実施する者及び連絡先

- ・ この立入調査を実施するに当たり、所有者等の方の立会いをお願いしたいので、ご連絡ください。なお、所有者等の方の立会いがない場合でも立入調査を実施します。
- ・ 本立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。

様式第4号(第3条関係)

(表面)

第 号

立入調査員証

所 属  
職 名  
氏 名  
生年月日

写 真

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。

年 月 日発行 ( 年 月 日まで有効)

葛城市長

印

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）  
(抜粋)

第9条（以上略）

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(注意)この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第5号（第4条関係）

第  号  
年  月  日

様

葛城市長

印

管理不全空家等認定通知書

あなたが所有又は管理する下記空家等を、葛城市空家等の適切な管理に関する条例（令和7年葛城市条例第 号）第7条の規定に基づき、管理不全空家等に認定しましたので通知します。

記

1. 対象となる空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 管理不全空家等に認定した事由

3. 連絡先

様式第6号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

葛城市長

印

### 管理不全空家等認定解除通知書

あなたが所有又は管理する下記空家等に対する、葛城市空家等の適切な管理に関する条例（令和7年葛城市条例第 号）第2条第3号に規定する管理不全空家等とする認定を解除しましたので、その旨を通知します。

記

#### 1. 対象となる空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

#### 2. 認定を解除した日

様式第7号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

葛城市長

印

管理不全空家等に対する指導書

あなたが所有又は管理する下記空家等は、 年 月 日付 第 号に  
より管理不全空家等に認定されました。

については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり措置をとるよう指導します。

記

1. 対象となる管理不全空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 指導に係る措置の内容

3. 指導に至った事由

4. 指導の責任者及び連絡先

5. 措置の期限

- 上記5の期限までに上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告してください。
- 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2の措置をとらなかつた場合は、法第13条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することができます。
- 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合には、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第8号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

葛城市長

印

管理不全空家等に対する勧告書

あなたが所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する管理不全空家等に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる管理不全空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者及びその連絡先

5. 措置の期限

- ・ 上記5の期限までに上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告してください。
- ・ 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合には、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・ 上記2の措置が実施されず、法第2条第2項に定める特定空家等となった場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることになります。

様式第9号（第6条関係）

第  号  
年  月  日

様

葛城市長

印

### 特定空家等認定通知書

あなたが所有又は管理する下記空家等を、葛城市空家等の適切な管理に関する条例（令和7年葛城市条例第号）第9条第1項の規定に基づき、特定空家等に認定しましたので通知します。

記

#### 1. 対象となる空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

#### 2. 特定空家等に認定した事由

#### 3. 連絡先

様式第10号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

葛城市長

印

特定空家等認定解除通知書

あなたが所有又は管理する下記空家等に対する、葛城市空家等の適切な管理に関する条例（令和7年葛城市条例第 号）第2条第2号に規定する特定空家等とする認定を解除しましたので、その旨を通知します。

記

1. 対象となる空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 認定を解除した日

様式第11号（第7条関係）

第　　号  
年　　月　　日

様

葛城市長

印

特定空家等に対する助言・指導書

あなたが所有又は管理する下記空家等は、 年 月 日付 第 号に  
より特定空家等に認定されました。

については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり措置をとるよう助言・指導します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 助言・指導に係る措置の内容

3. 助言・指導に至った事由

4. 助言・指導の責任者及び連絡先

5. 措置の期限

- 上記5の期限までに上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告してください。
- 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2の措置をとらなかつた場合は、法第22条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することができます。
- 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合には、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第12号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

葛城市長

印

特定空家等に対する勧告書

あなたが所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者及びその連絡先

5. 措置の期限

- ・ 上記5の期限までに上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告してください。
- ・ 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2の措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・ 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合には、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・ 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することができます。

様式第13号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

葛城市長

印

命令書

あなたが所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付 第 号により、法第2条第3項の規定に基づき、命ずる旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見者等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、下記のとおり措置をとることを命じます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者及びその連絡先

5. 措置の期限

- ・ 上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告してください。
- ・ 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・ 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することができます。
- ・ 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することができます。

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、葛城市長に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、葛城市を被告として（訴訟において葛城市を代表する者は葛城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号（第7条関係）

第　　号  
年　　月　　日

様

葛城市長

印

命令に係る事前の通知書

あなたが所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、 年　月　日付 第　号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命ずることとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、葛城市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用　途

所有者等の住所及び氏名

2. 命じようとする措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

5. 意見書の提出期限

- ・ 上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4まで報告してください。
- ・ 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

様式第15号（第7条関係）

年　月　日

意見書

葛城市長　　様

提出者　住　所

氏　名

電話番号

法人の場合は、主たる事務所の所在地、  
名称、代表者の氏名及び電話番号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第4項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

対象となる特定空家等	所在地  用途
命令の原因となる事実 についての意見	
証拠書類等の有無	有（書類の名称：） 無

備考

1. 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、添付してください。
2. 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。

様式第16号（第7条関係）

年　月　日

意見聴取請求書

葛城市長　　様

提出者　住　所

氏　名

電話番号

法人の場合は、主たる事務所の所在地、

名称、代表者の氏名及び電話番号

年　月　日付　第　号により命令に係る事前の通知があった特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第5項の規定に基づき、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を請求します。

様式第17号（第7条関係）

第  号  
年  月  日

様

葛城市長

印

意見聴取通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第6項の規定に基づき、下記のとおり公開による意見の聴取を行いますので、同条第7項の規定により通知します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 命じようとする措置の内容

3. 意見の聴取の期日

4. 意見の聴取の場所

5. 連絡先

様式第18号（第8条関係）

第 年 月 号  
年 月 日

様

葛城市長

印

### 戒告書

あなたに対し、 年 月 日付 第 号によりあなたが所有又は管理する下記特定空家等について下記措置を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第9項の規定に基づき、下記特定空家等について下記措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

### 記

#### 1. 特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模
- (5) 所有者等の住所及び氏名

#### 2. 措置の内容

- ・ 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することができます。

#### (教示)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、葛城市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、葛城市を被告として（訴訟において葛城市を代表する者は葛城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第19号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

葛城市長

印

代執行令書

年 月 日付 第 号によりあなたが所有又は管理する下記特定空家等について下記措置を 年 月 日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. 年 月 日付 第 号により戒告した措置の内容

2. 代執行の対象となる特定空家等

3. 代執行の時期

4. 執行責任者

5. 代執行に要する費用の概算見積額

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、葛城市長に対して審査請求することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、葛城市を被告として（訴訟において葛城市を代表する者は葛城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第20号（第8条関係）

（表面）

第 号

執行責任者証

所 属

写 真

職 名

氏 名

生年月日

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。

年 月 日

葛城市長

印

記

1. 代執行をなすべき事項

代執行令書（ 年 月 日付 第 号）記載の葛城市  
の建築物の除却(修繕、立木竹の伐採等)

2. 代執行をなすべき時期

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)

第22条（以上略）

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～17 (略)

行政代執行法(昭和23年法律第43号) (抜粋)

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第21号（第9条関係）

標識

下記特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月  
日付 第 号により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者及びその連絡先

5. 措置の期限

様式第22号（第11条関係）

第  号  
年  月  日

様

葛城市長

印

緊急安全措置実施通知書

あなたが所有又は管理する下記空家等に対し、葛城市空家等の適切な管理に関する条例（令和7年葛城市条例第号）第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり緊急安全措置を講じましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

1. 対象となる空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 講じた緊急安全措置の内容

3. 講じた緊急安全措置の実施日

4. 緊急安全措置を講じた事由

5. その他

様式第23号（第11条関係）

（表面）

第 号

緊急安全措置従事者証

所 属  
職 名  
氏 名  
生年月日

写 真

上記の者は、葛城市空家等の適切な管理に関する条例第11条第1項の規定に基づく緊急安全措置を行う権限を有する者であることを証明する。

年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）

葛城市長

印

（裏面）

葛城市空家等適切な管理に関する条例(令和7年葛城市条例 号)(抜粋)

- 第11条 市長は、空家等の倒壊等による人の生命、身体又は財産に対する重大な危害が及ぶことを回避するため緊急の必要があると認めるときは、これを回避するために必要かつ最小限度の措置等（以下「緊急安全措置」という。）を自ら行い、又は第三者をして講ずることができる。
- 2 市長は、緊急安全措置を自ら、又は第三者をして講じたときは、空家等の所在地及び当該緊急安全措置の内容を当該空家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、過失がなくて空家等の所有者等又はその連絡先を確知することができないときは、当該緊急安全措置を行った旨を公告しなければならない。
- 3 緊急安全措置を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 市長は、緊急安全措置を自ら、又は第三者をして講じたときは、空家等の所有者等から当該緊急安全措置に係る費用を徴収することができる。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（注意）この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第24号（第11条関係）

第  号  
年  月  日

様

葛城市長  印

### 緊急安全措置費用請求書

葛城市空家等の適切な管理に関する条例（令和7年葛城市条例第 号）第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり緊急安全措置に係る費用を請求します。

記

1. 緊急安全措置費用 金  円  
内訳

2. 納付期限  
年  月  日